

パリクラブの 22 年と会則

2012 年 4 月 23 日一部発表

2012 年 5 月 21 日加筆了

2014 年 4 月 8 日補筆

2015 年 3 月 27 日改題補筆

関本 勘次

パリクラブは、1993 年 4 月 20 日開催の設立総会で会則を採択して発足したから、2013 年の定時総会の時点で成年に達したと言える。私は、パリクラブ創立前夜、会則や会計・会員管理システムの起草・設計を担当し、設立以来 15 期に渉り常任理事、副会長、会長 (Président Secrétaire Général!)として事務局を担当し、退役後も些かお手伝いをしている。

パリクラブの設立前夜を含む 1993 年から 2003 年までの編年的な経緯と実績は、名称の由来も含めて、2004 年 5 月刊行のパリクラブ 10 周年記念誌 (以下「10 周年記念誌」)に詳しい。ことに第 4 章の座談会 (1)「パリクラブの誕生」(2)「パリクラブの現在と未来」や同じく第 10 章の「委員会だより」は大いに有益である。個人的には、2003 年に未来を語った方々の現在のお考えを伺いたい思いを禁じ得ない。ここでは、2004 年度以降の出来事を網羅するわけにはゆかず、会則を繙きながら、パリクラブの目的、イベント、組織、会員、会計の各項目の内主として目的とイベントにカ点を置いて思い出話をする手法をとりたい。

注 パリクラブ Web site の歴史・出版物欄にこの両章は「10 周年記念誌」と題して掲載されている (PDF)。在日フランス商工会議所の Directeur Général は往時「専務理事」だったが現在は「事務局長」の訳語が当てられている。

パリクラブの目的

会則第 2 条は、「①会員に懇親の場を提供するとともに②広く本邦で活躍するフランス人並びに在日フランス商工会議所との交流を深めて、日仏間の経済関係に資すること」を目的とすると、異なる 2 つの目的を並列的に規定する。

注 末尾に現行会則をコンプライアンス規程と共に添付する (付録 1)。

①は、ビジネスマンとしてフランスで苦楽をともに経験した人たちの同窓会的な動機の表れであり、②は、日本に馴染もうとする駐日フランス人ビジネスマンを CCIFJ と連携して支援してほしいというフランス側のいわゆるパレナージュの要望にこたえるもの。①の背後には、1980 年代初頭ポワチエ税関に象徴されるフランスの対日障壁に立ち向かいつつ日仏貿易摩擦の縮小に力を振り絞った日本人ビジネスマンの苦闘の物語があり、②の背後には、1992 年～2000 年に 3 段階に別けて展開されたフランス側の対日輸出促進キャンペーン、le Japon, c'est possible があつた。

この硬軟二兎を追う構えが、ロゴに添えられた標語の "Amis de France, Amis du Japon" となり、「ときには苦言も呈する日仏の気楽な出会いの場」を意味する Rendez-vous Franco-Japonais の催しを生み、かつ、デバやパネル・ディスカッションなどのイベントにビュッフェを後続させて意見・情報交換 = 交歓の場とする伝統を育んだのだ。

注 当初銀座の芙蓉クラブで、その後京橋のメルシャン・サロンや最近では八芳園で開く Rendez-vous Franco-Japonais の催しはこれまでに 61 回に及び、CCIFJ の年次総会で毎度のように "cette soirée a eu grand success et contribué au rapprochement des

membres de CCIFJ et des membres du Paris Club”との評価を得たことがある。

1980年代に激化した日仏間の貿易不均衡は2002年には均衡化し、最近は日本の入超が続いている。本邦がデフレに陥っていった2001年～05年にフランス側は、France=Japon, esprit partenaire を標語とする日仏投資促進キャンペーンを展開し、2008年に設立90周年を迎えたCCIFJはProgresser ensemble を掲げ、パリクラブに対する期待にも変化が生じた。日仏経済関係が1990年代に比べて尖鋭でなくなったことも手伝って、パリクラブ・イベントの傾向に変化が見られたのはおそらく当然であろう。しかし、当会の目的に硬軟の二つがあることについて、折に触れて、思いがいたされてよい。なおこの間、1998～99年の「日本におけるフランス年」、2008～09年の日仏交流150周年にはそれぞれに因む活動がパリクラブに期待されたのだった。

注1 本邦の対仏貿易収支(通関ベース)(100万ドル)

年	日本の輸出(A)	日本の輸入(B)	収支(A-B)
2008	8,920	10,560	▲1,640
2009	6,190	9,130	▲2,940
2010	6,652	10,248	▲3,596
2011	7,985	11,807	▲3,822
2012	6,709	12,877	▲6,168
2013	6,312	11,751	▲5,439

出所：財務省「貿易統計」よりジェトロ作成。

注2 1992年に始まったフランスの対日輸出キャンペーン“le Japon, c'est possible”をパレナーージュに結びつけてパリクラブへと導いたフランス側の仕掛け人として、Alain Coine氏(当時CCIFJ会頭、Rhône Poulenc Japan社長)、Laurent Dubois氏(当時CCIFJ副会頭、外国法事務弁護士)とPascale Buch女史(当時CCIFJ事務局専務理事)の名をあげておきたい。その仕掛けに応じて、磯村尚徳さん(当時パリ日本文化会館設立準備委員長)、渡辺昌俊さん(当時CCIFJ理事)、安達省三さん(当時CCIFJ顧問)、副島勲さん(同)、山田史郎さん(同)が1993年2月1日付書簡(CCIFJ公式文書)で同志糾合の呼びかけを行い、それに応じて2月16日に東京クラブに会同した28名(安達省三・姉崎直巳・秋山晴彦・船橋晴雄・廣岡幹雄・平光良三・磯村尚徳・岩崎友哉・久米五郎太・桂雄一・増田一美・三浦一雄・中山迪夫・那須秀康・小野里輝夫・杉本碩也・副島勲・佐々木信行・関本勘次・豊島格・武田哲夫・種田公二・富永重厚・宇田川潔・若林ヤタロウ・渡辺昌俊・依田隆夫・山田史郎の各氏)がパリクラブの設立発起人になった。同年4月7日に磯村さんが発起人代表となって、会則案や入会申込書案を添付した、「パリクラブの設立と入会のお誘い」と題する趣旨書を223名の人に郵送。159名の方から趣旨に賛同し入会する旨の返事があり、同年4月20日如水会館に90名が参会する設立総会が開催され、日仏経済交流会(パリクラブ)が誕生したのだった。

注3 2002年6月11日に小松原道彦さん(当時メンバーシップ委員会担当副会長)が「ParisClubの目的に就いての考察」と題してものにされた論考を末尾に添付する(付録2)。この添付について小松原さんの快諾を改めて戴いた。

注4 1995年のフランスのムルロワ環礁地下核実験について当会は本邦における反仏感情に心

を痛めるもついにこの核実験を支持することがなかった。1998年の日本におけるフランス年に際して示されたフランス側の笹川日仏財団忌避の念に対し、当会は一貫して同財団を支持するとともにその助成金を受入れたのだった。そのため当会のイベントに日本におけるフランス年の公式ロゴが許されることがなかった。当会名誉会員だった故本野盛幸氏には(財)日仏会館理事長としてあらゆる機会にパリクラブを支持する発言をして戴いた。現在笹川日仏財団に対するフランス側の態度は完全に氷解している。

イベント

当会イベントは、つまるところ、会則第2条の目的に整合する当会意思の表現と言えよう。では、懇親はともかく当会の日仏経済交流を目的とするイベントとはどういう催しか?今の時点で敢えて答えれば、日仏両国の人に関心を持つ今日的主題を取り上げ、分析し、討論し、解を模索する催しと言えようか。

10周年記念誌(P109-P110)掲載のイベントと現行パリクラブ Web Site 掲載のイベントとを数え合わせると設立以来の19年間にパリクラブ開催の主なイベント数は197件に上り、2012年度15件、2013年度22件、2014年度18件を加えると255件に上る。この中にパリクラブとしての寄稿や仏要人来日記念講演に対する協力などは含まれていない。

注 1993年4月(創立時)~2005年3月末のイベント記録は、総会関係記録、理事会記録、会計記録とともに、書類とフロッピーディスクにして2個のボール保管箱(以下「保管箱」)に収めて2006年9月以来日仏会館5F書庫に格納して貰っていた。2014年1月20日(公財)日仏会館の要請によりこの保管箱を引きとり、当該書類とフロッピーディスクを始めとする内容物(以下「保管物」)は関本宅に現在している。

イベントの企画・立案・実施は、役員が一手に引き受けるのではなく、会員有志が積極的に着想し実施の運びにするものだと考えが当初からあった。そして、役員会を縦貫する形でイベント委員会が自然発生していた。そのイベント委が細胞分裂して経済社会委員会や文化委員会ひいては地域・都市委員会が派生したのであり、当初に縦割の発想はなかったのだった。

注 事務局を除くそのほかの委員会については、第9条や第10条で「個別問題を担当する委員会」とか「個別問題担当委員会」などと表現され、会則上その存在は予定の域に留まる。

この伝統は、マニグリエ・真矢さんのセ・コワ・シリーズ、松本恵子さんのサロン・コンサート、佐藤幸彦さんのベルギービール・イベントに如実に現れた。富永重厚さんが腕を振った1997年5月の人物交流公邸ランデヴー(笹川日仏財団助成第1号イベント)、2000年5月、2002年2月、2003年10月、2006年5月、2008年6月と続く累次の公邸ソワレにおける演しものにもその一端が現れている。

注 笹川日仏財団の助成金を受けた第2号以下のイベントを列举すると、◎98-99年に行った5回のパネルディスカッション ◎08-09年に日仏経済関係150年プロジェクトとして行った5イベント ◎011-12年進行中の「フランス人の流儀・・・」出版

会員

会員であること(=入会条件)について、会則第4条は明文で、まず属人的な「日本国籍限定」原則と「フランス駐在経験」原則を謳い、次に手続的に「他の会員2名の推薦」と「常任理事会の承認」を謳っていた。この内、国籍限定規定については1997年4月までに緩和を重ねつつ明

文を払拭したのだった。(なお、名誉会員については当初から「国籍を問わず名望ある個人」とされた。)次のフランス駐在経験原則については第4条第1項の「フランス駐在経験もしくはこれに準ずる経験」文言につき「francophile であること＝フランス駐在経験に準ずる経験」との解釈を成立させてかなり久しい。

「他の会員2名の推薦」と「常任理事会の承認」の2条件については今日まで、適切でない人物に対する防波堤との認識のもとに拳々服膺されてきたが、漸く、推薦に係わる上記明文が入会希望者に対する不必要に高いハードルであり、これを払拭して「常任理事会承認」にのみ絞る会則改正の方向性が明らかになっている。具体的には次回定時総会に、第4条第1項を、「会員は、日仏経済交流に関心があり、フランス駐在経験もしくはこれに準ずる経験があつて、第9条の常任理事会が別に定める入会申込書の提出を受けて審査の上承認する人」とする改正案が付議される見通しである。

。

パリクラブ活動は個人本位であることにこだわりがあつて、個人が出身ないし在籍の企業を背景に活動するのには何の問題もないが、その企業がパリクラブ活動を行うことには遠慮がある。

注1 設立当初の会則第2条は、「当会は、原則としてかつてフランスに駐在したことのあるビジネスマンを中心にフランスと深く関わりのある各種の分野で活躍する日本人を会員とし、会員間に懇親の場を提供するとともに……」と規定し、第4条で、「会員は、他の会員2名の推薦に基づき理事会が承認する日本人とし、……」と規定していた。それを1995年5月10日の#3総会における特別決議で、第2条の上記引用箇所の内「当会は、原則としてかつてフランスに駐在したことのあるビジネスマンを中心にフランスと深く関わりのある各種の分野で活躍する日本人を会員とし、会員間に」を削除し、入れ代わりに「第4条の会員並びに名誉会員に懇親の場……」を挿入して、会員資格規定を第4条に譲ることにした。一方、同じく上記の総会特別決議により、会則第4条で「会員は、日仏経済交流に関心があつてフランス駐在経験もしくはこれに準ずる経験があつて、他の会員2名の推薦により第9条の常任理事会が承認する日本人とし……」と規定することにして、駐在経験規定を若干緩和した。1997年4月25日の#5総会における特別決議で、上記の「常任理事会が承認する日本人とし……」を「常任理事会が承認する人とし……」に改正し会員の日本国籍に関するこだわりを捨てて現在に至っている。

注2 1999年4月23日の#7総会における特別決議で、第4条に第3項として地方日仏協会を念頭に置いた賛助会員規定を設けた。現在、自由が丘日仏協会と山梨日仏協会が当会の賛助会員で、パリクラブはこの双方の会員になって相互乗り入れの関係にある。

注3 2004年4月27日の#12総会特別決議で会則第4条に第4項を設け、永年活動が顕著な65才以上の会員に、常任理事会の定める終身年会費を一括納入して終身会員になる道を開いた。終身年会費の一括納入額は65才時10万円以降毎才1万円宛逡減して74才時以降1万円と常任理事会で定め上記の定時総会に報告した。

注4 会員数の推移(人)

	会員	賛助会員	名誉会員	合計
1994/3/末	184		17	201
2003/3/末	276		24	300
2012/3/末	255	2	23	280

2013/3/末	244	2	22	268
2014/3/末	270	2	21	293
2015/3/28	308	2	21	331

人格と内部組織

当会の人格は、任意団体あるいは権利能力のない社団で、最高意思決定機関は総会、総会で選挙された理事が互選して決める会長が当会の代表権者であって副会長ならびに常任理事とともに会務執行機関たる常任理事会を形成する(会則第 8 条、第 9 条)。当会の主たる事務所は CCIFJ 内にあり(会則第 3 条)、CCIFJ 事務局のビジネスデベロップメント部長の吉田暢子さんが現在の当会窓口である。なお当会は CCIFJ の総会における議決権のある正会員として同会議所の会員名簿に登載されており、CCIFJ は当会の会員会費を毎年ゼロ円に定めている。

注 1 設立 10 周年を翌年にした 2002 年 5 月、副会長の小松原道彦さんが委員長、船橋晴雄さん、佐々木信行さん、横山悠喜さんが委員となったメンバーシップ委が、「当会の NPO 化のメリットとデメリット」を検討し常任理事会に付議した。なかんずく当局との関係において事務局負担増が著しく見込まれ現実的ではあるまいとの結論が得られたのだった。

注 2 1993 年度～2003 年度の総会関係記録は保管物の中に、2004 年度以降のものはサイト内に在中。

総会における議決については会則第 13 条と 17 条(特別決議)に規定があり、通常議決については出席会員の多数決を、特別議決については同じく 3 分の 2 以上の同意を要することになっている。定足数について定めがないのは設立前夜以来の智恵の賜である。

会則第 6 条から第 14 条までのパルクの内部組織規定の運用について、建前は会員総会で 40 名以内の理事と 3 名以内の監事を選出し、理事相互間で会長、副会長、常任理事を選出するのだが、2 年おきの会員総会に先だって求める立候補届が理事の場合であれ監事の場合であれ定員に達したことがなく、開關以来立候補者が無競争で理事ないし監事に選出されることが続いている。また、改選総会の場合では、選出された理事が会場の一角に集まって臨時理事会を開いて会長を互選し、その会長に副会長や常任理事の人選を一任する慣行が以前から続いている。なお次回定時総会に、理事定員を 40 名から 30 名に改める第 6 条第 1 項の改正案が付議される見通しである。

時節の推移とともに、副会長・常任理事の人選に、会則第 9 条や第 10 条に言う事務局と経社委や文化委など個別問題担当委員会の統括責任者の人選を重ね合わせて会長に一任する考え方が一般化した。その成り行きで、会長、副会長、常任理事で構成する第 9 条第 1 項の常任理事会と正副会長、正副事務局長、各個別委員会正副委員長の間の会合(ディレクション・ジェネラル会合)とが同一視されるに至った。このような進展を正当化するため、第 14 期以降はディレクション・ジェネラル会合をもって常任理事会に読み替え、更に第 21 期からは意思決定構造平坦化の目的から、理事・監事会をもって常任理事会に読み替えることが行われている。これらの読み替えは毎期の総会で確認(議決)されている。

上記の会合には対面で行う場合と集合 e-mail のやりとりで行う e-会合の場合とがあり、事案に応じて会長が招集している。会則第 12 条の理事会については上下両期に複数回監事にも出席して

貰っての開催が慣行化している。

注 設立時～2004 年度の理事会記録は、書類の形で概ね保管物の中に、それ以降の記録はサイト内に在中。

1999 年 4 月 23 日の#7 総会における特別決議で、退任役員の知見の善用の目的として(平たくは一蓮托生の期待を込めて)、会則第 10 条に第 3 項を新設し、「会長は、常任理事会の推薦により、役員を退任した会員の名誉役員推薦を求めることができる。当該名誉役員は、常任理事会に出席し会務について意見を述べる」こととした。2005 年 4 月 25 日の#12 総会で、「会長または副会長の経験者を会則 10 条第 3 項の名誉役員としかつ会務参画を依頼する場合、当該名誉役員を“参与”と称する」との池上久雄さんの議長動議を可決した。現在、久米五郎太さんと綿貫健治さんがその任にある。

事務局については会則第 9 条第 2 項に加えて、CCIFJ の当会担当との二人三脚であることそれに事務室がない事務局であることが、先験的前提である。

注 2002 年 5 月 16 日に当会当時の Web site に掲載する目的で私が起草した「事務局のページに寄せて」と題する小文を巻末に添付する(付録 3)。

監事監査については第 11 条に簡潔な規定を置くだけだが、設立以来 15 期にわたってパリクラブ監事の任にあった河野誠之さんが培われた厳正路線は当会の最高伝統である。

情報伝達

当会は今後とも「社屋のないパリクラブ、事務室のない事務局」であることが続こう。従って、会員宛のあるいは会員相互間の情報伝達手段の整備は今後も永く課題であり続けよう。

既往に遡ると 1993～2003 ごろまでの情報伝達手段は、専ら郵便と電話それに fax であり、だからこそ頻繁な対面会議がやむを得なかったのだ。2003 年ごろ e-mail が通用する会員は 6 割に満たないとの記録がある。

2015 年現在、e-mail の便のない会員は 12 名で全体の 4% 以下になった。永らく CCIFJ に頼ってきた fax 一斉同報送信も自前で行えるようになって久しい。目下、必要に応じた Web Site、e-mail、fax、郵便の使い別けが可能になり、e-会議も頻繁に行われている。

社屋のないパリクラブにとって、会員名簿が会員相互間の連絡に資する唯一の手立てとの認識が設立当初濃厚にあった。手元に現存する印刷物としてもっとも古い会員名簿は 1993 年 6 月刊行、もっとも新しいのは 2008 年 6 月刊行のものである。この間 2005 年 5 月にはパリクラブ 10 周年記念版として(株)リヒトラブ製のカバー(商品名 looper flat)をつけて会員に配布した。またこの版から当会のロゴと標語が表表紙を飾った。

注 現行のロゴと標語は、2004 年 10 月の理事会で採択された。ロゴの図案は五味文三さんの制作、標語の原案者は高田方一郎さんである。製版は(株)千修が担当した。ロゴの背景左方に置かれたエッフェル塔がときとして A に見えて、右方の FJ と相まって AFJ と読まれて在日フランス人協会 (Association des Français du Japon) のそれと見間違える向きがなかったが、今日そのおそれはなくなっている。

2009 年度以降は、個人情報保護の見地から名簿印刷が撤廃され、Web Site に氏名、e-mail

アドレス、勤務先/所属先名の一覧リストが会員限定ページに会員名簿として掲載することとされている。会員間の連絡に役に立つ効用の低下は否めない。少数とは言え e-mail の便がない会員は疎外的である。

名簿を含む会員管理データには、会長、会長代行、各委員長の座右にあつて意思決定の際に参照されるべき役割がある。現在、理事・監事会メンバー向けに、氏名、住所、電話/fax、e-mail アドレス、当年度の年会費払込状況を網羅した資料が、毎月初に配布されている。

会員管理データのストック

パソコンがおしなべてスタンドアロンでインターネットに繋がっていなかったその昔は、高電社の Techno Mate II という多言語ワープロソフトを使って入会申込書データをファイルにインプットしてフロッピーディスクに保存した。このソフトには差込印刷機能があつてデータを宛名ラベルにも名簿形式にも打ち出せたし、キー1 つで日仏両言語を打ち分けることができた。2005 年ごろから普及した Windows とインターネットに高電社ソフトの利便性は両立することがなかった。

現在、メールソフト付属のカード的地址帳に入力した入会申込書データをエクスポート (.vcf) で Excel にアップロードし、それを名簿に加工し、あるいは、Word のツール機能を使って宛名ラベルを作成する手順を踏んでいる。Web Site へは Excel file から転載している。

会計

パリクラブには今後とも現預金以外の資産がなく資本金もないことが前提されよう。とすれば資産管理に頭を悩ますことはあるまい。勘定科目の太宗は、年会費やイベント会費の受入関係と管理費で、勘定科目と現金主義損益計算方式による仕訳原則は設立以来高い継続性を維持している。

会計管理手段として、初期の頃はロータス 123、次いで Excel の表計算ソフトを使用し、年度末に貸借対照表と損益計算書にとりまとめて年次総会で開示していた。2002 年度に「弥生会計ソフト 2002」を導入して以来月次決算も可能になった。現在は「弥生会計ソフト 2014」を使用中。

注 1 主要勘定科目の推移 (円)

	第 1 期	第 11 期	第 19 期	第 20 期	第 21 期	第 22 期
受入年会費	1,510,000	1,946,000	1,732,000	1,578,000	1,622,000	1,938,000
イベント費	349,101	2,626,160	1,467,611	2,789,123	2,560,146	2,503,307
会議費	186,358	514,205	393,100	333,848	524,584	294,106
通信運搬費	163,377	164,540	28,140	38,338	44,156	52,193

注 2 1993 年 4 月(創立時)~2005 年 3 月末の年度別監事監査済みパリクラブ経理書類は、保管物中に、それ以降はサイト内に在中。

預金取引先としては、当初に東京銀行(後に三菱東京銀行、三菱東京 UFJ 銀行)に普通預金口座を次いで郵便局(後に日本郵政公社、ゆうちょ銀行)に通常貯金口座と振替口座を開設して今日に至っている。ゆうちょ銀行の普通預金口とは 2005 年 2 月に、振替当座預金口

とは 2014 年 3 月に、三菱東京 FJ 銀行とは 2008 年 2 月にネット取引を開始した。

年会費払込履歴と会員管理

2003 年度にメンバーシップ委員会(小松原委員長)は、10 周年記念誌 P103 に見るとおり、「…調べてみると、きわめて活発な参加活動をされている多数の会員がある一方、残念ながら長期にわたり会費未納の休眠会員の存在もかなりに上ることが分かった。…」と述べ、当年度の年会費入金だけでなく、会員別の年会費払込履歴管理の必要があることを厳然と指摘された。

これを機に、弥生会計の「受入年会費」と会員名簿とを結びつけた年度別の受入年会費原簿に毎年度の入金データを積み重ねる現行の年会費払込履歴管理システムを整備した。このシステムの維持には会計データに加えて個別会員の人事情報を集中網羅的に収集する態勢が不可欠である。

現在、上記の受入年会費原簿のデータを源泉に、毎年度、会員別・払込履歴の成績分別の一目見分表を作成し、それをもとに各会員宛の年会費払込依頼書を作成・送付しあるいは催促状を出すルーティンが確立している。

ガバナンス

会則は最後の第 18 条に「年会費の納入を怠る会員は退会したものと見なされることがある」との規定を置くが、かねて当会のガバナンスがこれで足りるとはされず、2006 年から 2007 年に佐々木信行さんを委員長とし、横堀さん、高田さん、関本が委員となったメンバーシップ委が現行のコンプライアンス規程を起草し、2007 年 2 月 13 日の対面理事会に付議し採択され即日施行の運びとした(付録 1.)。だが、契機となったのは、06/4 ごろから「某会員(当時)によるつきまとい等の行為が脅威であり、パルクラブのイベントに参加したくても参加できない」との苦情が内外から多数かつ頻繁に寄せられたことである。某会員は 2007 年 3 月 3 日に退会した。この間の経緯と規程の内容については 2007 年 4 月 24 日の #14 総会に事務局とメンバーシップ委が共同報告を行った。

一方滞納の動機は、単なる失念から断固退会の意思を固めた上でのものまで、多様なことを考慮すると、現行の第 18 条は非現実的といわれてもやむを得ない。目下、「滞納」と「見なし退会」の間に「休会扱い」の概念を導入して、督促や説得の余地を現実的にし、かつ、事情の変更を待つことができるような第 18 条改正案が次回定時総会に付議される見通しである。またこれに合わせてコンプライアンス規程の改正案も付議されよう。

番外

会則各条にまつわる思い出話で 20 年のパルクラブを駆け足で省みる手法は、時間節約的でよいと思ったのだが、結果としては記憶の単純で散漫な積み上げに終始してしまった。非力を痛感せざるをえない。しめくりにかつての常任理事会会合に触れて稿を終えたい。

手元の記録では 1994 年 4 月 12 日正午～にシーボニア・メンズクラブで開いた(常任)理事会が最も古い。以来 1996 年に CCIFJ が麴町 1 丁目(半蔵門)から今の六番町に移転するまではシーボニア・メンズクラブで、移転後は CCIFJ の会議室で昼食を挟んで月例的に常任理事会を開催した。昼食の一部に当然のように赤ワインが提供された(14～5 人で 2 本ぐらいの消費量)。まして夕方の会議はワインから始まるのが常だった。今そのようなことはない。

これは、déjeuner に un ballon de rouge が付き物だった時代の滞仏経験者が常任理事会メンバーだったことと無縁ではない。また、パルクラブ活動は職場を離れた余暇善用的あるいは気晴ら

し的な営為であり、パリクラブに職場的感覚は似合わないとの考えがあったからでもある。

注 10周年記念誌の座談会(P22)で、渡辺昌俊さんは、「パリクラブはみんながイコールで勤め先の上司といえどもここでは対等なのだ」と発言している。

常任理事会の毎月開催は2000年代になると次第に難しくなった。出席率が落ちかつ間遠になった。CCIFJ会議室で開いた昼食を挟んでの常任理事会は結局2006年3月開催のものが最後だったろうか。

常任理事の全員がインターネットに繋がりe-mailのやりとりで部分的に対面会議並の効果をあげることができるようになったのは、2005年度ごろからである。裏返せば、そのころから世の中が世知辛くなって、昼食の時間帯に90分ほど職場を抜け出すことなど、現実的でなくなり思いつきもされなくなっていったと思われる。

社屋なく事務室のないパリクラブでインターネットやWeb Siteだけで会議の実効はあげられまい。多元通話が可能なSkypeによるビデオ会議で穴を埋めることが期待される。

個別イベントの変遷やWeb siteの画面・機能の移り変わりなど、触れられるべき点がなお多々あるに違いない。より適任な方の執筆を期待して筆を置く。

了

- 付録
1. 日仏経済交流会会則+日仏経済交流会コンプライアンス規程
 2. 「ParisClubの目的に就いての考察」
 3. 「事務局のページに寄せて」